

2022 年度（令和 4 年度）人権教育推進計画

県立特別支援学校玉城わかば学園

1 現状と課題

(1) 児童生徒に係わること

今年度本校の児童生徒数は 134 名からのスタートになりました。近年本校に進学する生徒の割合は、高等部では地元の中学校からの進学者が本校中学部からの進学者より多く、中学部でも地元の小学校からの進学者が増加しています。また、途中転入の生徒も増加傾向にあります。

児童生徒の障がいの程度も多様で、現在では軽度の児童生徒も多く、それに伴い、児童生徒が抱える問題も様々です。児童生徒の個々のニーズを把握し、自尊感情を大切にし、安全・安心な学校生活を送れるよう、努めることが課題となっています。

(2) 学校・教職員に係わること

インクルーシブ教育システムの構築のため、すべての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。特別支援学校の教職員は、さらに専門的な知識・技能（「障がいに関する知識」、「実態把握の力」、「課題設定の力」、「授業展開力」等）が必要です。そして、知識・技能を理解の段階に止めるのではなく、それを使いこなしていくことができるようにならなければなりません。

本校の学校自己評価の中でも「専門性の向上」が大きな課題として認識され、様々な形態の研修を実施しています。児童生徒についての理解を深める中で、発達段階に応じた支援を探り、児童生徒一人ひとりの「よりよい育ち」を保障していかなければなりません。また、人権に関する問題とも積極的に正対し、児童生徒一人ひとりへの係わり方を見つめ直していくとともに、人権意識をさらに向上させることが課題となっています。

玉城わかば学園が「人権感覚あふれる学校」になるためには、教職員一人ひとりが、その持てる力を十分に発揮し、組織的に人権問題に取り組む体制をより確かなものとしていかなければなりません。

(3) 家庭・地域等に係わること

近年保護者の要望も多様化しており、また、家庭支援を要する家庭も増加傾向にあり、地域や関係機関との連携が必要不可欠となってきています。

それに加え、本校の特別支援教育の地域支援に対する期待は非常に大きく、市町教育委員会や福祉関係機関から継続的な支援を求められています。そうしたニーズに応えるために、本校では支援部が地域支援への基盤づくりを行いながら、校区内の市町教育委員会とも連携し支援の効率化にも努めています。

2 学校教育目標

- ・よく学び、よく遊び、いきいきと生活しよう。
- ・すすんで社会に参加する人になろう。

(1) 目指す学校像

- ・子どもたち一人ひとりが尊重され、自立と社会参加を目指して生き生きと活動できる学校

(2) 育みたい児童生徒像

- ・よく学び、よく遊び、社会参加を目指して主体的に取り組む子ども
- ・自他の命を大切にし、互いを尊重しながら生き生きと活動する子ども

(3) ありたい教職員像

- ・特別支援教育に関する専門性の向上に努め、保護者・地域・関係機関と連携・協働して子どものニーズや特性に応じた教育活動や地域支援を推進できる教職員
- ・高い人権感覚や安全意識を持ち、児童生徒・保護者・地域から信頼される教職員

3 人権教育の推進

(1) 人権教育カリキュラムの実施

児童生徒に対する人権教育を「人権教育カリキュラム」にまとめて、児童生徒の実態や発達段階に応じて実施していきます。（人権教育カリキュラム参照）

(2) 交流及び共同学習の実施

共生社会の形成に向けて地域の学校との交流及び共同学習を推進するため、「特別支援学校における交流及び共同学習ガイドライン」（県教育委員会）に準じて「玉城わかば学園『交流及び共同学習』基本方針」を定め、方針に基づいて下記の交流及び共同学習を実施していきます。

- ・学校間交流 小学部：下外城田小学校
中学部：城田中学校 玉城中学校
高等部：明野高等学校 相可高等学校
- ・居住地校交流

(3) 広報活動の推進

人権教育に関する様々な活動を下記のような取組を通して、学校内外に発信し、学校の取組に対する理解を進めていきます。

- ・校内掲示板
- ・人権通信
- ・ホームページ・ツイッターでの発信

4 教職員研修

(1) 基本的な考え方

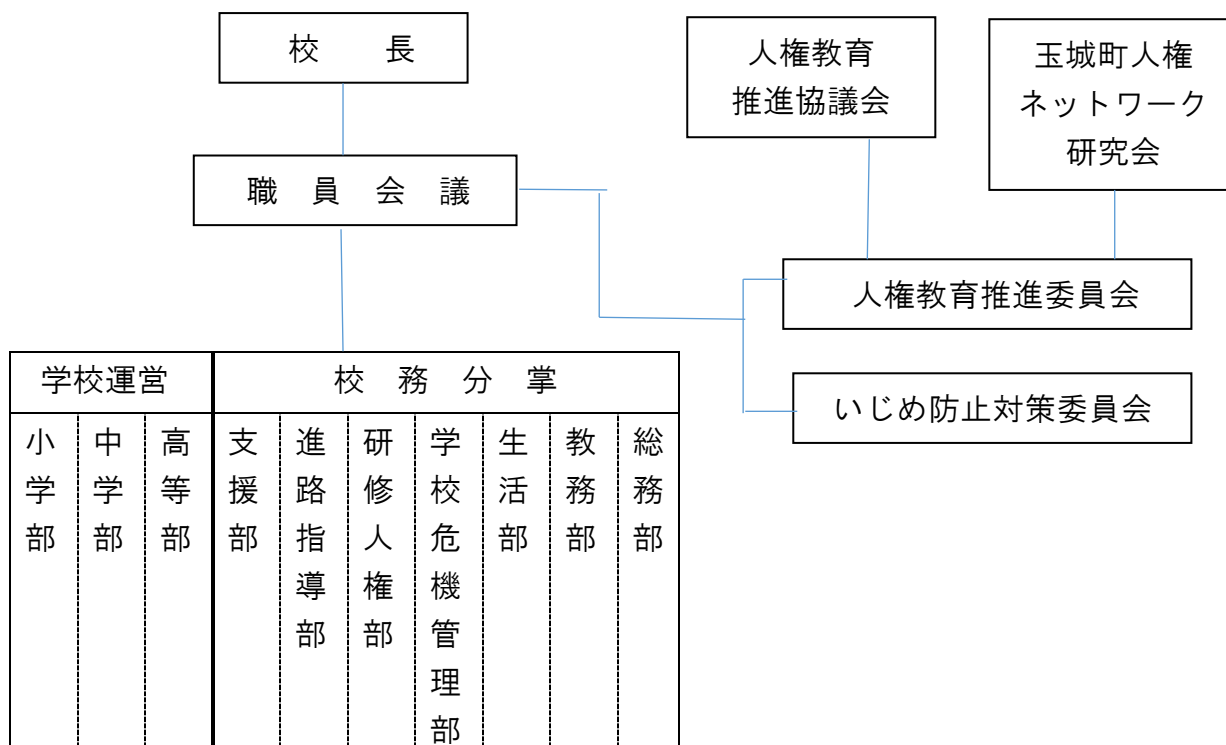
「人権感覚あふれる学校づくり」をめざし、日々の教育実践の中で常に人権的な意識を持ち、一人ひとりの児童生徒の育った環境や背景に沿って、人格を尊重する配慮ある指導・支援を丁寧に行っていかなければなりません。また、子どもが発するどんな小さなサインも見逃さず、サインを見つけたら、その情報を学校で共有していく必要があります。仲間づくりのための取組をこれまで以上に進め、その情報を交換し合って、各教職員が「いじめを許さない、子どもたちを守る」という姿勢を毅然と示していきます。

(2) 教職員研修計画

校内	人権デーの設定（毎月9日に職員全体に人権意識を再確認する働きかけを行う） 人権研修会（8月） 子どもたちの人権を大切にすふりかえり（学期に1回）
対外	地区別人権教育研修会（年3回） 三重県人権・同和教育研究大会 各種研修会、学習会への参加

5 推進体制

(1) 校内体制



(2) 人権教育推進委員会

年に2回ほど開催し、年間計画策定と評価・計画改善などを行います。また、いじめや差別などの人権に関する事象が発生した場合に速やかに対応していきます。

(3) 人権教育推進協議会

本校の人権教育について保護者・地域の人々からいろいろな意見を出していただき、それを取組へ生かします。構成員は保護者（PTA）、地域の小中学校職員、県教委人権教育課、本校職員の他に、地域の自治体の代表の方にも参加していただきます。

(4) 玉城町人権教育ネットワーク研究会

玉城町内の学校・地域との連携を図るため、保育園、小中学校、地域との情報共有ため、月1程度回開催されます。

(5) 学校間・校種間連携、保護者・地域との連携等

①学校間・校種間連携

環境に適応できずに困っている児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようになるために、また、児童生徒一人一人の学びと育ちを継承していくために、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員が互いに連携・協働することが大切です。そのために、支援部を中心として、充実した教育相談ができる体制を作ります。

また、地域にある小中学校や高等学校、幼稚園、保育所との交流及び共同学習を積極的に進めて、相互理解を深めていきます。さらに、児童生徒に対しては、人間は一人一人が個性を持った存在であることを知り、自他の違いを認め、お互いを尊重し合う態度、相手のことを深く理解しようとする態度を養っていきます。

②家庭・地域との連携

あらゆる機会に情報発信に努め、学校における人権教育への理解と協力を求めます。（PTA活動、授業参観、懇談会、家庭訪問、学校行事、公開授業、就業体験、ホームページ、校種間連携、交流及び共同学習等）

6 学校における人権侵害対応フロー図

【ポイント】

- ① 児童生徒の立場に立って、児童生徒の人権を守ることを最優先に考え、児童生徒が安心して学び生活できる環境づくりを進める。
- ② 学校の教育課題を明確にする。
- ③ 全教職員の共通認識のもと、組織的に取り組み、児童生徒や保護者の信頼を得られるよう最大限の努力をする。

